



〈目次〉	
かみゆうべつ温泉チューリップの湯臨時休館 山火事予防にご協力ください	1
道立心身障害者総合相談所 一般巡回相談 障がい者・障がい児に関する出張相談窓口	2
乳幼児のいる世帯 ゴミ袋無料配付 オムツを使用している高齢者など ゴミ袋無料配付	3
山菜採りにともなう事故やヒグマとの遭遇にご注意	4
国保に加入している学生の保護者の方へ 高齢者就労センターで働いてみませんか 学びすとカレッジ	5
4月の当番病院	6
チューリップ生きがい大学学生募集 行政相談窓口 運動・トレーニング指導	7
有害鳥獣捕獲実施 猟銃所持許可初心者講習会	7
民間賃貸住宅等建設補助	8
新築住宅と中古住宅の購入補助	9
ゴミの分別にご協力お願いします	10
人道危機救援金の受付期間延長 北見年金事務所出張相談所を開設します	12
春の全国交通安全運動	
北海道交通事故相談所	13
子育て支援センター4月の予定表	14
農業振興地域整備計画の変更申請	15
空き家の後片付けや改修、解体費用の補助	16
地域おこし協力隊インターン受け入れ企業募集	18
土地・家屋の価格等縦覧帳簿	

かみゆうべつ温泉チューリップの湯が臨時休館します

Ⓛ 商工観光課 商工観光G 2-5866



日帰り温泉入浴施設「かみゆうべつ温泉チューリップの湯」が、施設のボイラーなどの修繕のため次の日程で臨時休館します。

ご迷惑をおかけしますが、どうぞご理解とご協力のほどよろしく申し上げます。

【休館日】3月28日（木）～31日（日）の4日間

【休館施設】全館（温泉・レストラン・売店）

山火事予防にご協力ください

Ⓜ 水産林務課 水産林務G 5-3763

雪解けとともに異常乾燥が続く、山火事が最も発生しやすい時期を迎えます。林野火災の発生原因で最も多いのは、ゴミ焼きによる出火で、月別出火件数では4月が最も多くなっています。山菜採りや山林内で仕事をされる方は火気の取り扱いに十分注意し、入林の際には所有者の了解を得てください。

山火事を発見した場合は直ちに消防署（Tel 119）、Ⓜ 水産林務課（Tel 5-3763）に通報をお願いします。

【林野火災予防強調期間（無煙期間）】4月10日（水）～5月20日（月）

道立心身障害者総合相談所 一般巡回相談を実施します

福祉課 福祉G 5-3761

北海道立心身障害者総合相談所による巡回相談が実施されます。

- 【相談対象者】**
- 18歳以上の身体障がい者で、電動車いすなどの直接判定を必要とする補装具の交付を希望される方
 - 18歳以上の知的障がい者で、療育手帳の新規または再判定を希望される方
 - その他の専門的判定を必要とする方

【日程など】

実施日	実施場所（予定）
令和6年 4月23日（火） 24日（水）	北見市総合福祉会館（北見市寿町3丁目4番1号）
7月 9日（火） 10日（水）	網走市エコセンター（網走市北2条西3丁目）
7月11日（木）	紋別市総合福祉センター（紋別市幸町7丁目1番10号）
10月22日（火） 23日（水）	北見市総合福祉会館（北見市寿町3丁目4番1号）
令和7年 1月21日（火）	網走市エコセンター（網走市北2条西3丁目）
1月22日（水）	北見市総合福祉会館（北見市寿町3丁目4番1号）

障がい者・障がい児に関する出張相談窓口を開設します

福祉課 福祉G 5-3761

障がい者・障がい児の相談支援窓口として「相談支援事業所 くらしネットLink」と「相談支援室 ま〜ぶる」が次のとおり出張窓口を開設しますので、ご利用ください。

【開設場所】 保健福祉センター内（栄町）

【日程など】

開設月	相談支援事業所 くらしネットLink		相談支援室 ま〜ぶる	
	開設日	開設時間	開設日	開設時間
令和6年 4月	8日（月）	午前9時30分 ～ 午後3時	18日（木）	午前10時 ～ 午後3時
5月	7日（火）		16日（木）	
6月	3日（月）		20日（木）	
7月	8日（月）		18日（木）	
8月	5日（月）		15日（木）	
9月	2日（月）		19日（木）	
10月	7日（月）		17日（木）	
11月	5日（火）		21日（木）	
12月	2日（月）		19日（木）	
令和7年 1月	6日（月）		16日（木）	
2月	3日（月）		20日（木）	
3月	3日（月）		27日（木）	

乳幼児のいる世帯にゴミ袋を無料配付しています

④健康こども課 児童支援G 5-3765



子育て世代を応援するため、乳幼児を対象に町指定ゴミ袋（燃やすゴミ）を無料配付しています。年度ごとに申請が必要ですので、次のとおり申請をお願いします。

- 【対象者】町内に住所を有し、満3歳に達する誕生月の前月までの（令和3年5月以降に生まれた）乳幼児の保護者
- 【内容】対象乳幼児1人につき、燃やすゴミ用15リットル袋を1カ月あたり5枚お渡しします。ただし、申請した月からの分を当該年度分まとめてお渡しします。
- 【受付期間】4月1日（月）～ ※3月中に申請することはできません。
- 【申請方法】保護者と確認できるものを申請場所まで持参してください。
- 【申請場所】④健康こども課、①住民税務課、中湧別出張所（文化センターTOM内）、芭露出張所（JAゆうべつ町芭露支所内）
- 【その他】申請が遅れると受給枚数が減る場合があります。

オムツを使用している高齢者などにゴミ袋を無料配付しています

④福祉課 高齢介護G 5-3761

オムツを使用している高齢者・要介護者・障がい者（児）を対象に、町指定ゴミ袋（燃やすゴミ）を無料で配付しています。年度ごとに申請が必要ですので、次のとおり申請をお願いします。

- 【対象者】オムツを使用している在宅の方で、次のいずれかに該当する方。
 - ①満75歳以上の方
 - ②介護保険法に規定する要介護状態区分「要介護1～要介護5」の方
 - ③障害者総合支援法に基づく障がい者または障がい児
 【対象外】入院中の方や施設入所中の方
- 【内容】対象者1人につき、燃やすゴミ用15リットル袋を1カ月あたり5枚お渡しします。ただし、申請した月からの分を当該年度分まとめてお渡しします。
- 【受付期間】4月1日（月）～ ※3月中に申請することはできません。
- 【申請方法】次のものを申請場所まで持参してください。なお、対象者のご家族など代理の方が申請することもできます。
 - 後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、障害者手帳など、対象者であることが証明できるもの。
 - オムツを購入した際の領収書など、オムツを使用していることが証明できるもの。
- 【申請場所】④福祉課、①住民税務課、中湧別出張所（文化センターTOM内）、芭露出張所（JAゆうべつ町芭露支所内）
- 【その他】申請が遅れると受給枚数が減る場合があります。



山菜採りにともなう事故やヒグマとの遭遇にご注意ください

(湧)水産林務課 水産林務G 5-3763

雪解けが進み、山菜採りやレジャー、釣りなどのシーズンがやってきます。しかし、ヒグマも冬眠から覚め、エサを求め活発に行動することが予測されます。山へ入られる方は、次のことに注意してください。

【山菜採りの心構え5カ条】

- ①行き先を必ず家族などに知らせておきましょう。
- ②単独での入山はやめましょう。
- ③赤やオレンジなどの目立つ服を着るようにしましょう。
- ④通信手段（携帯電話、無線機など）や笛、鈴、ラジオ、非常食、懐中電灯、ナタなどを携行しましょう（熊撃退スプレーがあれば、なお良い）。
- ⑤迷っても落ち着いて行動しましょう。

【ヒグマと出会わないために】

- 「車が近くにあるから、大丈夫」ではなく、笛や鈴、ラジオなどの人工音を鳴らし、人の存在を早めにヒグマに知らせましょう。
- 早朝や夕暮れ時はヒグマが活発に行動するので入山は避けましょう。
- ヒグマのフンや足跡、食べ跡、爪跡を見つけたらすぐに引き返しましょう。



町ホームページ
ヒグマ出没情報

【ヒグマ出没状況】

町民の皆さまから寄せられた情報や、町職員が発見した情報を随時町ホームページに掲載しています。ヒグマの姿や足跡などを発見した場合は、(湧)水産林務課へご連絡ください。

国民健康保険に加入している学生の保護者の方へ

(湧)健康子ども課 医療G 5-3765

国民健康保険は、住民票がある市町村で加入することが原則ですが、加入者が学校に行くために町外に転出する場合、届け出により本町が交付した保険証（マル学）を使用することができます。次のいずれかに該当する方は、忘れずに手続きをお願いします。

【必要なもの】

このような場合	手続きに必要なもの
4月から学校などに行くために子どもが他の市町村に転出する（住民票を居住地に移す）とき	<ul style="list-style-type: none"> ●入学決定通知書、在学証明書、学生証の写しなど、学校に通うことが証明できるもの ●国保の保険証
マル学を持っている方が学校を卒業し、職場の健康保険または住所地の国保に加入するとき	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険資格取得証明書または新しい健康保険証 ●国保の保険証
休学や中退、他の学校へ進学するなど、就学年限に変更があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ●休学・中退することが分かるもの ●入学決定通知書、在学証明書、学生証の写しなど、新しい学校へ進学することが分かるもの ●国保の保険証

【手続き場所】 (湧)健康子ども課、(上)住民税務課、中湧別出張所、芭露出張所

高齢者就労センターで働いてみませんか

☎ 福祉課 福祉G 5-3761

湧別町高齢者就労センターでは会員を募集しています。

町内に居住し、健康で働く意欲のある、おおむね60歳以上の方であれば男性・女性を問わず会員になれます。長年培ってきた経験や能力を生かして働いてみませんか。

特に除草や草刈作業、農作業、除雪作業が得意な会員が少なく、ご応募をお待ちしています。入会された方には、ご要望に沿った仕事を紹介します。



- 【職 種】 ●軽作業職 : 除草、除雪、清掃、農作業など
 ●技能職 : 庭木せん定、大工、草刈り、芝刈りなど
 ●管理作業職 : 施設管理など

【問い合わせ】 湧別町高齢者就労センター ☎2-2266
 中湧別南町911番地（社会福祉会館内）

アクティブシニアの生涯学習

学びすとカレッジで新しい楽しみを見つけませんか？

教育委員会 社会教育課 社会教育G 5-3132

令和6年度第1期は「シニアリトミック」の講座を開講します。たくさんの方のお申し込みをお待ちしています。

<シニアリトミック講座>申し込み者が3人以上の場合のみ開講します。

講師	場所	日時	定員	内容
奥田 祥恵さん	文化センターさざ波 リハーサル室 (栄町)	4月17日(水) 5月22日(水) 6月26日(水) 午前10時 ~11時30分	10人	シニア向けのリトミックになります。リズムに合わせて体を動かしたり、季節の曲や懐かしの曲を歌ったりしながら楽しく体を動かします。動きやすい服装、水筒、タオルを準備してください。

※皆さんの希望を生かした新しい講座の開講を目指しています。「こんなことをやりたい！」というご希望をぜひ教育委員会社会教育課までお伝えください。

【対象者】 おおむね60歳以上の方

【通学方法】 各自でお越しください。

【学 費】 基本的には無料ですが、教材や用具、テキストなどの費用は自己負担です。
 今回の講座では、教材や用具、テキストの使用はありません。

【入学方法】 入学を希望される方は、4月10日(水)までに教育委員会社会教育課へ電話でお申し込みください。

《学びすとカレッジとは?》

年4回(第1期4~6月、第2期7~9月、第3期10~12月、第4期1~3月)開講します。学生は期ごとに大学が設置する講座の中から1講座を選択して学びます。

今期は1講座のみの開催予定です。

4月の当番病院のお知らせ

☎健康こども課 健康相談G 5-3765

月 日	内科当番	外科当番
4月 7日 (日)	みずしま内科クリニック (TEL0158-42-3214)	曾我病院 (TEL2-2001)
4月14日 (日)	瀧本皮膚科クリニック (TEL0158-42-8048)	遠軽厚生病院 (TEL0158-42-4101)
4月21日 (日)	コスモクリニック (TEL0158-42-2700)	遠軽共立医院 (TEL0158-42-5215)
4月28日 (日)	遠軽厚生病院	
4月29日 (祝)	(TEL0158-42-4101)	

チューリップ生きがい大学の学生を募集します

教育委員会 社会教育課 社会教育G 5-3132

シニア世代のセカンドライフを楽しむ場である「チューリップ生きがい大学」では、令和6年度の学生を次のとおり募集します。仲間づくりや健康維持、さらには皆さんの豊かな経験や知識を深める学びの場として、一緒に活動してみませんか。

【入学対象】 町内にお住まいのおおむね60歳以上の方

【会 場】 文化センターさざ波（会場までの送迎バスがあります。）
その他、町外での日帰り研修や宿泊研修も予定しています。

【会 費】 年額2,000円を開講式でお支払いください。

【主な内容】 ●講演会、日帰り研修、クラブ活動発表の会など、月1回程度の学習会
●希望者はクラブ（合唱、カラオケ、大正琴、リズムダンス、書道、健康運動、花あそび）に加入して活動することができます（社交ダンスは休部中）。

【申込方法】 4月15日（月）までに教育委員会社会教育課へ電話でお申し込みください。
なお、年度途中でも入学できます。

【開 講 式】 4月24日（水）午前10時から文化センターさざ波大ホールで行います。
申し込み受付後、改めてご案内の文書を送付します。

行政相談窓口を開設します

☎住民税務課 住民生活G 2-5863

国や北海道、市町村が行う仕事や手続き、行政サービスについてお困りのことはありませんか。国から委嘱されている行政相談委員がご相談に応じますので、お気軽にお越しください。なお、相談料は無料で秘密は固く守られます。

日時	場所	行政相談委員
4月17日（水）午後1時30分～3時30分	文化センターTOM（中湧別中町）	水野 豊さん

運動・トレーニング指導を開催します

教育委員会 社会教育課 社会教育G 5-3132



町民の皆さまに運動の重要性や楽しさを知っていただくために、運動・トレーニング指導を開催します。お気軽にご参加ください。

【日 時】4月25日（木）午前10時～11時30分

【内 容】運動不足を解消して健康増進！～スキマ時間にできる15種類の簡単ストレッチを学ぼう～

【対象・定員】町内にお住まいの方 定員20人（定員になり次第締め切ります）

【会 場】湧別総合体育館

【参加料】無料

【持ち物】運動できる服装、運動靴、タオル、飲み物

【指導者】教育委員会社会教育課社会教育グループ 佐藤 凌也

【申込方法】開催日の2日前までに、申し込みフォームか社会教育課まで電話でお申し込みください。※スポーツ安全保険などの保険は各自でご加入ください。



申し込みフォーム

有害鳥獣捕獲を実施します

水産林務課 水産林務G 5-3763

4月1日から農林業被害防止およびエキノコックス症予防対策のため、猟友会の協力を得て有害鳥獣の捕獲を実施します。捕獲に猟銃を使用する場合がありますが、周辺の安全に十分注意して実施しますのでご理解とご協力をお願いします。

【期 間】カラス・キツネ・ヒグマ：9月30日（月）まで

エゾシカ：10月20日（日）まで

アライグマ：令和7年3月31日（月）まで

【区 域】町内一円

【捕獲方法】銃器、わな

【その他】住宅街、その他人が集まる場所での銃猟は法律（銃刀法、狩猟法）で禁止されています。



猟銃所持許可初心者講習会を開催します

水産林務課 水産林務G 5-3763

猟銃・空気銃を初めて所持しようとする方を対象に、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の規定に基づき、猟銃および空気銃の取り扱いに関する講習会が開催されます。

【日 程】5月11日（土）午前9時30分

【開催場所】北海道警察北見方面本部 3階303号会議室（北見市青葉町6番1号）

【申込方法】5月1日（水）までに、北海道警察北見方面本部（Tel 0157-24-0110）または遠軽警察署（Tel 0158-42-0110）へお申し込みください。

【補助制度】猟銃所持許可や狩猟免許の取得にかかる費用に対し、2分の1の額（上限あり）を補助しています。ただし、条件がありますので、詳しくは水産林務課までお問い合わせください。



町ホームページ

民間賃貸住宅等建設を補助します(令和7年3月まで)

Ⓐ建設課 管理G 2-5869

町では、町内に民間賃貸住宅および社宅・社員寮を建設する方に対し、補助金を交付しています。令和6年度が補助事業の最終年度となっていますので、**年度内に工事・登記を完了する必要があります**。また、令和6年度は、資材価格高騰への対応として**補助単価を一部見直しました**。

【事業期間】 令和7年3月31日まで

【補助対象】 新たに賃貸住宅および社宅・社員寮を建設し、次の要件をすべて満たす建物であること。

- ①賃貸住宅および社宅・社員寮に所有者または所有者の親族が入居しないこと。
- ②国税、地方税および地方公共団体へ納付すべき使用料などに滞納がないこと。
- ③暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律に規定する暴力団員でない方。
- ④宗教法人でないこと。
- ⑤移転補償費により補償費を受けて新築するものでないこと。
- ⑥施工業者は、建設業法で定める建設業の許可を受けた者であること。
- ⑦各戸に玄関、便所、浴室、台所および物置が設置されていること。
- ⑧1戸当たり1台以上の駐車スペースが確保されていること。
- ⑨建築基準関係法令に適合すること。
- ⑩公共下水道または合併処理浄化槽に接続されていること。
- ⑪社員寮にあつては、自社の従業員（外国人技能実習生を含む）の用途に使用され、建築基準法で定める寄宿舎であること。

【補助金額】 ●賃貸住宅・社宅 ※施工業者が町内業者の場合は補助金額を2倍とします。

間取り	1戸当たりの補助金額
1ルーム(20㎡以上)	106万円
1LDK(30㎡以上)	142万円
2LDK(45㎡以上)	194万円
3LDK(55㎡以上)	212万円

●社員寮

社員寮は、建設工事費（消費税および地方消費税に相当する額を除く）の8分の1とし、限度額を1,000万円とします。

なお、施工業者が町内業者の場合は、建設工事費（消費税および地方消費税相当額を除く）の4分の1とし、限度額を2,000万円とします。

【認定申込】 補助金の交付を希望する方は、建築確認申請提出前（建築確認申請が不要の場合は、**着工のおおむね1カ月前**）に、申込書に関係書類を添えて提出してください。

【その他】 詳細は、町ホームページやⒶ建設課管理グループへお問い合わせください。



町ホームページ

新築住宅と中古住宅の購入を補助します(令和7年3月まで)

㊦建設課 管理G 2-5869

町では、町内に定住しようとする方の持家を奨励し、住宅を新築する方または中古住宅を購入する方に対し補助金を交付しています。令和6年度が補助事業の最終年度となっていますので、年度内に工事・入居を完了する必要があります。

【事業期間】令和7年3月31日まで

- 【補助対象】
- ①自らが居住する目的で町内に住宅を新築もしくは中古住宅を購入し、5年以上継続して当該住宅に居住する方
 - ②世帯員のいずれかが町内に所有する住宅に居住している方が、新築または購入としないこと（世帯分離により転居し、新築または購入する方は補助対象となります）
 - ③相続・贈与など対価がともなわない住宅、移転補償の対象になる住宅に該当しない方
 - ④3親等以内の親族から購入する住宅および別荘などで一時的に使用する住宅に該当しない方
 - ⑤地方公共団体へ納付すべき税、使用料などに滞納がない方（世帯員を含む）
 - ⑥暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律に規定する暴力団員でない方
 - ⑦過去に新築住宅および中古住宅の購入に係る湧別町の補助金を受けていない方

【補助金額・要件】 <<新築住宅>>

対象者	基本額	加算額		
		転入	高校生以下の子	分譲宅地購入
町民 ※1	50万円	—	30万円/1人	—
転入者 ※2	50万円	50万円	30万円/1人	購入費の1/2（上限50万円）

- 新築は、住宅部分の床面積が80㎡以上とし、かつ、全体面積の2分の1以上を自己の住宅とすること。

<<中古住宅>>

対象者	基本額	加算額
		高校生以下の子
町民 ※1	購入に要した費用に10%を乗じた額（上限を50万円）	30万円/1人
転入者 ※2	購入に要した費用に20%を乗じた額（上限を100万円）	30万円/1人

- 購入に要した費用（消費税および地方消費税に相当する額を除く）は、購入費、土地取得費用および増改築を含む修繕費（町内業者に限る）とする。
- 補助金額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てとする。
- ※1 町民：町内に居住し住所地として住民基本台帳法の規定による住民票に記載され、かつ、当該住所地を生活の本拠地としている方。
- ※2 転入者：事前協議書提出時から3年以内の期間に町内に居住していない方、または、町内に転入してから3年以内の方。

【事前協議】 補助対象事業の**建設工事着手前または売買契約締結前**に事前協議書に**関係書類**を添えて提出してください。

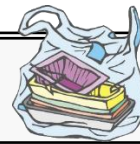
【その他】 詳細は、町ホームページや㊦建設課管理グループへお問い合わせください。



町ホームページ

ゴミの分別にご協力をお願いします

㊦住民税務課 住民生活G 2-5863



4月1日からえんがるリサイクルセンターが本稼働することにもない、ゴミの分別方法が一部変更となりました。2月26日のかわらばんに合わせて配布している、家庭用・保存版「ごみ分別の手引き」を確認のうえ、ゴミを排出するようお願いいたします。

ご家庭で「燃やすゴミ、燃やさないゴミ、資源ぶつ」の分別を徹底していただくことが、ゴミ処理場の延命にもつながりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◆4月1日より変更となる主な点

- 灰（薪を燃やして残った灰など）、貝殻が「燃やすゴミ」になりました。
- 収集可能な粗大ゴミの大きさが最大2.5mから2.0mに短くなりました。

◆ゴミを出すときの注意点

- 電池類は燃やさないゴミで排出しないでください。
ゴミを処理する工程で発火する恐れがあるため、決められた資源ぶつの日に排出するか、役場などに設置してある「回収ボックス」に入れてください。
- スプレー缶やカセットボンベを排出する時は中身を使い切ってください。
ゴミ収集車両の火災事故の原因となり大変危険です。
- 汚れている資源ぶつは再利用できません。
できるだけ汚れを取り除いていただき、どうしても汚れが取れない場合は、それぞれ分別のうえ排出してください。

空き缶、空きびん→燃やさないゴミ

ペットボトル、プラスチック製容器包装、発泡スチロール→燃やすゴミ

「えんがるリサイクルセンター」は、燃やさないゴミを破砕して処理するため、燃やすゴミが混入していると処理に時間が掛かるうえ、機械の摩耗を早めてしまうこととなりますので、今まで以上に分別の徹底をお願いします。

人道危機救援金の受付期間を延長しました

㊦福祉課 福祉G 5-3761

日本赤十字社では、下記の人道危機で被災した方々を支援するため、救援金の受付期間を延長しました。被災者支援活動に役立てるため、引き続き皆さまの温かいご支援をよろしく申し上げます。

- 【名称】①イスラエル・ガザ人道危機救援金
②アフガニスタン人道危機救援金
③ウクライナ人道危機救援金
④バングラデシュ南部避難民救援金
⑤中東人道危機救援金

- 【受付期間】①9月30日（月）まで
※役場へ持参される場合は9月24日（火）まで
②～⑤令和7年3月31日（月）まで
※役場へ持参される場合は令和7年3月24日（月）まで

右のページに続きます



【受付方法】

(1) 郵便振替 ※郵便局窓口での取り扱いの場合、振替手数料は免除となります。

口座加入者名	口座記号番号	通信欄
日本赤十字社	00110-2-5606	「イスラエル・ガザ人道危機救援金」と記載
		「アフガニスタン人道危機」と記載
		「ウクライナ人道危機」と記載
		「Bangladesh南部避難民」と記載
		「中東人道危機」と記載

※受領証を希望される場合は、通信欄に「受領証希望」と記載してください。

(2) 銀行口座 ※ご利用の金融機関によっては、振込手数料がかかる場合があります。

口座名義	
①	イスラエル・ガザ人道危機救援金 <small>ニホンセキジュウジシャ</small> 口座名義：日本赤十字社（次の3銀行共通） 三井住友銀行 すずらん支店（普）2787797 三菱UFJ銀行 やまびこ支店（普）2105800 みずほ銀行 クヌギ支店（普）0623587
②	アフガニスタン人道危機救援金 <small>ニホンセキジュウジシャ</small> 口座名義：日本赤十字社（次の3銀行共通） 三井住友銀行 すずらん支店（普）2787775 三菱UFJ銀行 やまびこ支店（普）2105780 みずほ銀行 クヌギ支店（普）0623455
③	ウクライナ人道危機救援金 <small>ニホンセキジュウジシャ</small> 口座名義：日本赤十字社（次の3銀行共通） 三井住友銀行 すずらん支店（普）2787781 三菱UFJ銀行 やまびこ支店（普）2105784 みずほ銀行 クヌギ支店（普）0623471
④	Bangladesh南部避難民救援金 <small>ニホンセキジュウジシャ</small> 口座名義：日本赤十字社（次の3銀行共通） 三井住友銀行 すずらん支店（普）2787769 三菱UFJ銀行 やまびこ支店（普）2105774 みずほ銀行 クヌギ支店（普）0623404
⑤	中東人道危機救援金 <small>ニホンセキジュウジシャ</small> 口座名義：日本赤十字社（次の3銀行共通） 三井住友銀行 すずらん支店（普）2787740 三菱UFJ銀行 やまびこ支店（普）2105745 みずほ銀行 クヌギ支店（普）0623323

※受領証が必要な場合は、次の内容をご連絡ください。

- 救援金名 ● 住所 ● 氏名（受領証の宛名）
- 電話番号 ● 寄付日 ● 寄付額 ● 振込金融機関名・支店名

連絡先：日赤本社パートナーシップ推進部会員課（TEL 03-4363-2056）

(3) 役場窓口への持参

受付窓口：㊦福祉課（日本赤十字社湧別町分区事務局）、㊧住民税務課、中湧別出張所

北見年金事務所出張相談所を開設します

㊦住民税務課 住民生活G 2-5863

北見年金事務所による年金相談が、次の日程により開催されます。年金相談は、会場における混雑を緩和しお客さまの相談時間を十分に確保するため、**完全予約制**です。相談予約は、電話でお申し込みください。

開設日	開設会場	開設時間
4月17日(水)	紋別市民会館(紋別市潮見町1丁目)	午後 1時 ~ 午後5時
4月18日(木)		午前 9時 ~ 午後2時30分
5月16日(木)	遠軽町保健福祉総合センター・げんき21 (遠軽町1条通北1丁目)	午前10時 ~ 午後4時
6月19日(水)	紋別市民会館(紋別市潮見町1丁目)	午後 1時 ~ 午後5時
6月20日(木)		午前 9時 ~ 午後2時30分

【電話予約申込先】 北見年金事務所お客様相談室 TEL 0157-25-8703

※相談日の1カ月前から受け付けしています。

※人数に制限がありますので、詳しくは北見年金事務所お客様相談室までお問い合わせください。

春の全国交通安全運動が実施されます

㊦住民税務課 住民生活G 2-5863

春の全国交通安全運動が、4月6日(土)~15日(月)までの10日間実施されます。

春は、新入学児童が通学を始める季節です。新入生たちは慣れない環境での登下校や、交通ルール、マナーをまだ十分に理解していないため、交通事故の被害者となることが心配されます。

また、道内の交通事故死者数の過半数を高齢者が占めており、高齢者の交通事故防止も重要な課題となっています。子どもやお年寄りを見かけたら減速するなど、思いやり運転に努めましょう。

- 【運動の重点】**
- ①子ども安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
 - ②歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
 - ③自転車・キックボードなど利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
 - ④飲酒運転の根絶
 - ⑤スピードダウンと全席シートベルト着用の徹底

4月10日(水)は、「**交通事故死ゼロを目指す日**」です。
皆さん一人ひとりが交通安全について考え、行動し、悲惨な交通死亡事故を無くしていきましょう。

北海道交通事故相談所をご利用ください

㊦住民税務課 住民生活G 2-5863

北海道では、交通事故相談所を設置して専門の相談員が**無料**で相談に応じています。

- 交通事故にあったが、どうしたらよいのか分からない。
- 損害賠償の額が適正かどうか知りたい。
- 示談をどのように行ったらよいか？
- 残された遺児への生活（教育）資金の手当ては？ など

◆巡回相談

事前予約制です。希望日の3開庁日前の正午までに下記まで電話でお申し込みください。予約が無い場合は中止となります。

【予約先】北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課 TEL 0152-41-0627

【閉庁日】土・日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日

会場	北見交通安全研修センター (北見市青葉町5番16号)	オホーツク総合振興局 交通事故相談所 (網走市北7条西3丁目)	紋別市役所 (紋別市幸町2丁目)
相談時間	午後1時30分～4時30分	午前9時～正午	午前9時～正午
相談日	令和6年 4月 3日(水) 5月 8日(水) 6月12日(水) 7月 3日(水) 8月 7日(水) 9月 4日(水) 10月 2日(水) 11月 6日(水) 12月 4日(水) 令和7年 1月 8日(水) 2月 5日(水) 3月 5日(水)	令和6年 4月 4日(木) 5月 9日(木) 6月13日(木) 7月 4日(木) 8月 8日(木) 9月 5日(木) 10月 3日(木) 11月 7日(木) 12月 5日(木) 令和7年 1月 9日(木) 2月 6日(木) 3月 6日(木)	令和6年 6月20日(木) 9月13日(金)

◆電話・文章（メール・ファクス）相談

北海道交通事故相談所（道庁）へのご相談となります。

電 話：050-3533-4703 F A X：011-232-7452

メー ル：kansei.dousei2@pref.hokkaido.lg.jp

※相談受付時間は、月～金曜日（祝日、12月29日～翌年1月3日を除く）の
午前9時～午後4時30分（相談は午後5時まで）

【問い合わせ先】北海道オホーツク総合振興局 保健環境部環境生活課 TEL 0158-41-0627

子育て支援センター4月の予定表を掲載します

(湧)健康こども課 子育て相談G 5-3765 湧別子育て支援センター 5-2432

子育て支援センターでは、親子が一緒に楽しく遊ぶ育児学級や講座などさまざまな活動を行っています。就学前の乳幼児とその保護者の方であれば、どなたでも利用できます。ぜひ一度遊びに来てみてください。

日	育児学級など	湧別子育て支援センター開放
1 (月)		午前9時～午後5時
2 (火)		午前9時～午後5時
3 (水)		午前9時～午後5時
4 (木)	★育児学級びよびよ (上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
5 (金)	★育児学級げんき (上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
6 (土)		午前9時～午後5時
7 (日)	閉館	
8 (月)	乳幼児相談 (湧別子育て支援センター) ※申し込み必要 午前10時～正午	午後1時～5時
9 (火)	★育児学級げんき (湧別子育て支援センター) 午前10時～11時30分	午後1時～5時
10 (水)		午前9時～午後5時
11 (木)	★育児学級びよびよ (上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
12 (金)	★育児学級げんき (上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
13 (土)		午前9時～午後5時
14 (日)	閉館	
15 (月)	★育児学級びよびよ (湧別子育て支援センター) 午前10時～11時30分	午後1時～5時
16 (火)	★育児学級げんき (湧別子育て支援センター) 午前10時～11時30分	午後1時～5時
17 (水)		午前9時～午後5時
18 (木)	★育児学級びよびよ (上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
19 (金)	★育児学級げんき (上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
20 (土)		午前9時～午後5時
21 (日)	閉館	
22 (月)	★育児学級びよびよ (湧別子育て支援センター) 午前10時～11時30分	午後1時～5時
23 (火)	★育児学級げんき (湧別子育て支援センター) 午前10時～11時30分	午後1時～5時
24 (水)		午前9時～午後5時
25 (木)	★育児学級びよびよ (上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
26 (金)	★育児学級げんき (上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
27 (土)		午前9時～午後5時
28 (日)	閉館	
29 (月)	閉館	
30 (火)	★育児学級げんき (湧別子育て支援センター) 午前10時～11時30分	午後1時～5時

※町内に実家があり里帰り出産などで帰省されている方であっても、お申し込みいただければ利用できます。

※湧別子育て支援センター開放は、親子で一緒に遊んだり絵本を読んだり、自由に過ごせます。

※乳幼児相談には申し込みのうえご参加ください。

★育児学級 (びよびよ：0歳児対象 げんき：1歳以上児対象) は、事前登録制です。妊婦の方も対象です。湧別子育て支援センターへ直接またはファクス (FAX 5-2237) でお申し込みください。

農業振興地域整備計画の変更申請を受け付けています

ⓧ農政課 農政G 2-5861

町では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて湧別町農業振興地域整備計画を策定し、農業振興に関するさまざまな施策を実施しています。

この法律では各市町村が策定した農業振興地域整備計画に沿った土地利用が定められていることから、計画区域に該当する土地で次の①～③の事業を実施する場合は、実施前までに変更手続きを完了する必要があります。該当する土地がある場合は期間内に申請してください。

①農用地区域への編入

土地改良事業にともない農地以外の土地を農地とする場合。

②農用地区域からの除外

農地に住宅や工場などを建設したり、駐車場や資材置き場として利用したりする場合など、農地を農用地以外の用途に利用する場合。

ただし、法律により厳しく制限されているため、除外が認められるには次の要件を満たす場合などに限られています。

- 農用地区域以外に代替すべき土地がなく、また事業規模に対して妥当な面積であること。
- 除外によって農用地の集団性や農作業の効率化に支障がないこと。
- 周辺の担い手などの農用地の利用や集積に支障がないこと。
- 除外によって農用地区域内の土地改良施設（農道や水路など）に支障がないこと。
- 土壤改良事業を実施中の区域でないこと。または事業完了から8年以上経過していること。

③用途区分の変更

農地に農業用施設を建てる場合。

【受付期間】 4月26日（金）まで

【必要書類】 ●農業振興地域の整備計画変更申請書（ⓧ農政課に備えてあります。）

- 事業計画書や設計書など、変更後の使用目的に係る資料
 - 変更する土地の位置図（1/50,000）および利用図（1/2,500）など
 - 変更する土地の全部事項証明書（法務局より取得）
- ※さらに資料の提出をお願いする場合があります。

【手続きにかかる期間】 手続きに要する期間は6カ月程度と見込まれます。ただし、内容によっては北海道知事の同意を得られず変更が認められない場合や、予定以上の期間を要する場合があります。

空き家の後片付けや改修、解体費用の補助を行います

①企画財政課 未来づくりG 2-5862

町では、空き家など相続手続きや残置物処分、空き家を賃貸用にするための改修工事、不用品な空き家の処分を支援するため、次のとおり補助を行います。ぜひご活用ください。

(1) 空き家流通促進事業

空き家の相続登記の手続きと、日用品や家財道具、家電など残置物の処分を支援するため、それらにかかる費用の一部を補助する制度です。1、2は同時に申請することができます。

	対象となる費用	補助額
1	相続登記の手続きに係る司法書士などへの報酬や公的書類の取得費用、登録免許税	1/2以内、1戸につき最大5万円
2	残置物などの分別・収集・運搬・処分費用、一般家電製品の収集運搬・リサイクル料金、空き家内部の清掃費用	1/2以内、1戸につき最大10万円

【対象の建物】 次の①と②どちらにも該当する建物が対象となります。

- ①町内に所在している一戸建ての居住用建物
- ②6カ月以上使用されていない（居住者がいない）空き家

【対象者】 次の①～④すべてに該当する方が対象となります。

- ①空き家を所有している個人、または相続しようとする個人
- ②町税や町へ納付する使用料などに滞納がない方
- ③町の空き家バンクに空き家を登録している、または登録する方
- ④暴力団員ではない方

【申請期間】 4月1日（月）～令和7年1月31日（金）



町ホームページ

(2) 空き家賃貸住宅化支援事業

空き家を賃貸住宅へ転用するための改修などを支援するため、空き家取得や改修工事の費用の一部を補助する制度です。令和7年度までの制度です。

	対象となる費用	補助額
3	空き家を賃貸住宅として活用するための、空き家の取得費用、改修工事費用 ただし改修工事後は、台所と水洗トイレ、浴室を備え、浄化槽または公共下水道に接続されていること	1/4以内、1戸につき最大100万円 ※町外業者による施工や、空き家の取得のみの場合は、最大50万円

【対象の建物】 次の①と②どちらにも該当する建物が対象となります。

- ①町内に所在している一戸建ての居住用建物
- ②6カ月以上使用されていない（居住者がいない）空き家

対象外 もともと賃貸住宅として管理されていた住宅

【対象者】 次の①～⑤すべてに該当する方が対象となります。

- ①空き家を所有している方、または所有しようとする方（個人または法人）
- ②町税や町へ納付する使用料などに滞納がない方
- ③暴力団員ではない方
- ④宗教法人ではない方
- ⑤空き家を10年以上賃貸住宅として貸し出し、管理できる方

対象外 整備した賃貸住宅を2親等以内の親族に貸し出す方



町ホームページ

【申請期間】 4月1日（月）～令和7年1月31日（金）

（3）空き家除却支援事業

将来的に周辺環境へ悪影響を及ぼすおそれのある空き家の除却を支援するため、除却費用の一部を補助する制度です。令和7年度までの制度です。

※令和2～4年度に実施した「空き家除却推進事業」とは別の制度です。

	対象となる費用	補助額
4	不良住宅（国の基準による）と認められる空き家とその付属物の除却費用	個人：4/5以内、最大100万円 法人：1/2以内、最大100万円
5	跡地を自治会などに無償で貸し出し、地域のために利用するための、空き家とその付属物の除却費用	
6	空き家とその付属物の除却費用で、4、5どちらにも当てはまらないもの	個人：1/2以内、最大50万円 法人：1/4以内、最大30万円

【対象の建物】 次の①～④すべてに該当する建物が対象となります。

- ①町内に所在している一戸建ての居住用建物
- ②今後1年以上使用されない（見込みを含む）建物
- ③公共事業などによる移転、建て替えなどの補償の対象となっていない建物
- ④所有権以外の権利が設定されておらず、権利者から除却の同意を得ている建物

【対象の工事】 町内の解体工事業者が施工し、空き家のある一団の土地を更地にする工事。

対象外 所有者などが住宅を建築するための除却工事

【対象者】 次の①～③すべてに該当する方が対象となります。

- ①除却しようとする空き家の所有者など（個人または法人）
- ②跡地を適切に管理し、売却や賃貸、住宅以外の建築物などの建築など有効に活用できる方（借地の場合は関係ありません）
- ③町税や町へ納付する使用料などに滞納がない方



町ホームページ

【申請期間】 4月1日（月）～5月31日（金）

共通事項

- 事業着手後の申請は認められません。事前の申請・審査が必要となります。
- 補助の決定は、(1)(2)は受け付け順、(3)は建物の不良度が高い順に行います。そのため、予算額に達した場合は補助できませんので、ご了承ください。

～町のインターンの取り組みにご協力をお願いします～
地域おこし協力隊インターン隊員受け入れ事業所などを募集します

㊤企画財政課 未来づくりG 2-5862

町では、地域おこし協力隊制度を活用して、町内でモデル的にインターン隊員を受け入れていただける事業所などを募集します。事業所でのインターンを通じて地域協力活動や人材育成にご協力いただける事業所・団体の皆さまの応募をお待ちしています。

【受入期間】 2週間～3カ月 ※受入時期は別途相談

【実施内容】 町が契約するコーディネーターと相談していただき決定します。

【隊員住居】 受入事業所で用意してください。

【保険加入】 隊員の事故、受入事業所や第三者への損害に備えて傷害・賠償責任保険に加入してください。

【応募期限】 4月30日（火）まで

【その他】 制度の詳しい内容や受け入れ条件などは㊤企画財政課にお問い合わせください。

《地域おこし協力隊インターンとは？》

協力隊制度のアピールと協力隊の応募につなげることを目的として、将来、協力隊を希望する方が実際に地方で活動しながら、その地域や活動に自分がマッチしているかをお試しできる制度です。また、湧別町への移住や定住を考えている方が、町での生活を体験することを目的に参加することも可能です。

※隊員には、町から1活動日につき12,000円を上限に活動報償を支給します。

※参加にかかる費用（宿泊費や現地までの交通費など）は隊員本人の負担になります。

土地・家屋の価格等縦覧帳簿を見ることができます

㊤住民税務課 税務G 2-5863

固定資産税の納税者が所有している土地や家屋の評価額が、ほかの評価額と比較して適正かどうかを判断できるように、土地および家屋価格等縦覧帳簿を見ることができます。

【縦覧場所】 ㊤住民税務課

【縦覧期間】 4月1日（月）～5月31日（金）（土・日曜日、祝日を除く）

【縦覧時間】 午前8時30分～午後5時15分

【縦覧できる方】 土地：土地に対して課する固定資産税の納税者

家屋：家屋に対して課する固定資産税の納税者

【記載内容】 土地：所在、地番、地目、地積、評価額

家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額

【注 意】 ●将来購入予定の特定の土地の評価額を知りたい、特定の個人が新築した家屋の評価額を知りたいなど、縦覧制度の趣旨を逸脱することが明らかな縦覧はできません。

●縦覧帳簿のコピー・写真撮影はできませんが、書き写しは可能です。